

日本西洋史学会第33回大会

発 表 要 旨

1983年5月28・29日  
関 西 大 学

## 大会プログラム

**第一日** 1983年5月28日(土) 関西大学(千里山キャンパス)

受付開始 11:30~ 第1学舎 2号館入口

理事会 12:00~13:30 第1学舎 1号館 第2会議室

公開講演 14:00~17:00 第1学舎 2号館 125教室(予定)

I 中世初期における自由の問題

平城照介(中央大学)

II 人文主義者に見られる理想と現実

——とくにルネサンス期イギリスを中心に——

植村雅彦(愛知学院大学)

総会・懇親会 17:30~19:30 関大会館 4階集会室

**第二日** 1983年5月29日(日) 関西大学(千里山キャンパス)

受付開始 09:30~ 第1学舎 2号館入口

部会別研究発表

第1部会 (10:00~16:10) 第1学舎 2号館 126教室

第2部会 (10:00~15:30) 第1学舎 2号館 226教室

第3部会 (10:00~16:10) 第1学舎 2号館 336教室

部会別研究発表 (5月29日) 第1学舎 2号館

記載は発表者・テーマ・司会者の順

第1部会 126教室 (1階)

1. 10:00 富村 傳 (平安博物館)  
古代エジプトの女性宰相  
加藤 一朗 (関西大学)
2. 10:40 荻田 譲二 (青山学院大学)  
古典期アテネのイセゴリア(言論の自由)  
三浦 一郎 (上智大学)
3. 11:20 南川 高志 (京都大学)  
ローマ皇帝の哲学者弾圧について  
——フラウィウス朝(69~96年)の場合——  
浅香 正 (同志社大学)  
(12:00~13:30 昼食・休憩)
4. 13:30 大黒 俊二 (大阪市立大学)  
『商売の手引』、あるいは中世イタリア商人の「実務百科」  
——商人文化論とのかかわりにおいて——  
森 洋 (九州大学)
5. 14:10 山辺 規子 (京都大学)  
中世中期のイタリアにおける封建制  
永井 三明 (同志社大学)
6. 14:50 山田 雅彦 (九州大学)  
シャンパーニュ領邦の形成と「市」  
瀬原 義生 (立命館大学)
7. 15:30 河原 温 (東京大学)  
中世低地地方における都市民衆蜂起の一形態  
——ムーズ都市ウイ(Huy)の場合——  
堀内 一徳 (奈良大学)

第2部会 226教室 (2階)

1. 10:00 大西 晴樹 (明治学院大学)  
革命前夜ロンドンにおける諸セクト発生の社会史的考察  
川北 稔 (大阪大学)
2. 10:40 森原 隆 (京都大学)  
十八世紀ボルドーにおける知識人社会について  
——ボルドー・アカデミー——  
堀井 敏夫 (大阪大学)

3. 11:20 柳川 平太郎 (高知大学)  
18世紀後半プロイセンのアクチーゼ・関税制度  
廣實 源太郎 (大阪外国語大学)  
(12:00~13:30 昼食・休憩)
4. 13:30 高木 勇夫 (名古屋大学)  
フランス第二共和制・立法議会における議員の投票行動と議案の分析  
桂 圭男 (神戸大学)
5. 14:10 大津 留厚 (東京大学)  
カール＝ルエーガーのウィーン市長就任問題について(1895-1897)  
望田 幸男 (同志社大学)
6. 14:50 小沢 弘明 (東京大学)  
オーストリア社会民主主義と民族問題  
中村 幹雄 (奈良女子大学)

第3部会 336教室 (3階)

1. 10:00 関内 隆 (岩手大学)  
統一党における関税改革論争と1906年総選挙  
中山 章 (神戸大学)
2. 10:40 田中 きく代 (関西学院大学)  
共和党形成過程における選挙母体について  
長田 豊臣 (立命館大学)
3. 11:20 福本 保信 (西南学院大学)  
黒人奴隷問題 —— テキサス併合の争点 ——  
山岸 義夫 (金沢大学)  
(12:00~13:30 昼食・休憩)
4. 13:30 羽場 久混子 (津田塾大学)  
ハンガリー革命における国家機構  
——評議会(タナーチ)共和国の権力構造、1919年——  
廣實 源太郎 (大阪外国語大学)
5. 14:10 横手 慎二 (東京大学)  
1933年-1934年のソ連外交の「転換」について  
——モロトフ・ラーテク対リトヴィノフ——  
藤本 和貴夫 (大阪大学)
6. 14:50 竹本 秀彦 (早稲田大学)  
エルンスト・トレルチと神学の歴史化について  
——ユリウス・カフタンとの論争(1895-1898)を中心に——  
岸田 達也 (名古屋大学)
7. 15:30 丹野 大 (早稲田大学)  
システム論の歴史学に対する意味  
——認識論から存在論へ——  
神山 四郎 (慶応義塾大学)

公開講演

中世初期における自由の問題

平 城 照 介

人文主義者に見られる理想と現実

——とくにルネサンス期イギリスを中心に——

植 村 雅 彦

## 部会別研究発表

### 第 1 部 会

#### 古代エジプトの女性宰相

富 村 傳

古代エジプトでは、王室以外の女性が高位の官職を占めることは殆ど無かったと言ってよい。それだけに、第6王朝の女性宰相ネベト(Nebet)の存在は、エジプト史上、稀有の事例として注目されるのである。アビュドスの州侯クゥイ(Khui)の妻であった彼女は、その保持せる一連の称号に記されたヒエログリフ書法から、恐らく王室出身ではなかったと推知される。にも拘らず、「最高裁判官、宰相」(tjaity? sab tjaty)という最高位の称号を贈られたのは、子女を介して、時のメンフィス王室の姻戚となったことに起因すると考えられる。すなわち、この女性宰相のタイトルの蔭に、王室とアビュドス侯との、血縁による強固な盟約が看取されるのである。アビュドス侯夫妻の後裔は、ペピ(Pepi)1世以後、少なくとも三代にわたって王室に奉仕していることからおもうに、この政略結婚は、衰運を辿るメンフィス朝にとって、支配権力の維持強化にきわめて効果的であったと想察される。

周知のように、王朝時代のエジプトでは、神に由来する王統の高貴性が殊のほか重視され、支配者の神性を保つために、王室内での血縁婚は慣例のようになっていたけれども、一方では、支配権力の安定を図る有効な手段の一として、有力貴族とのこの種政略結婚がしばしば遂行された。

本報告では、その好例として州侯クゥイ家と王室の関係を取りあげたが、この事自体、決して新たな知見ではない。しかし、女性宰相ネベトの身辺やタイトル保持の要因については、史料不足のために、少なからず疑念があり、過去、幾つかの試論が提示されている。依ってこの際、クゥイ家の系譜を辿りつつ、諸説を検討し、問題の所在を確かめることによって、向後に資するところありたいと思う。

## 古典期アテネのイセゴリア（言論の自由）

萩 田 譲 二

周知のように、前五世紀は、アテネ市民が「自由と平等」をほぼ完全に享受しうようになった時代である。トゥキュディデス『歴史』における有名な葬送演説の中で、（Ⅱ，35-46）ペリクレスは、アテネの国制の独創性及び、言論の自由、法の前での平等性を「誇り」をもって語っている。

このような「自由・平等」こそ、我々が古代民主政の基本概念としてとらえうるものであり、それが、ポリス社会の根底を一貫して流れていたこと、そしてアテネ民主政において一応の完成段階に達したことは、衆目の一致する所である。これらの平等の概念は、アテネにおいては *isonomia* という語をもって表わされ、又政治的には *isegoria*（言論の自由）という概念によって具現化されていたことが知られている。しかし、これまで *isegoria* の問題に関する我国の研究文献は、残念ながら、その重要性に比して、あまり多くなく、又その実体も明確にされてはいないように思われる。ところが、近年、ヨーロッパ学界においては、この *isegoria* の問題が、G. T. Griffith, J. D. Lewis, A. G. Woodhead, 等によって取り上げられていることは、注目に値する。

こうした最近の研究を取り上げ、この *isegoria* の問題について、我々なりに一応の整理を試みてゆく必要があるし、又それは、単に理念上の問題のみならず、古典期アテネの政治上の諸問題の理解の一助ともなる。

本報告においては、先に挙げた三者の研究に依拠しつつ、さしあたり、*isegoria* の問題を民会に限定し、主に碑文・文献史料の整理・検討により、*isegoria* がアテネ政治史上で果たした役割について考察を加えてみたい。

## ローマ皇帝の哲学者弾圧について

——フラウィウス朝（69～96年）の場合——

南 川 高 志

プラトンは哲学者を国家の統治者とすることを理想としたが、この理想はローマ帝国の哲人皇帝マルクス・アウレリウス（在位 161～180年）において現実のものになった、としばしばいわれる。しかし、ストア哲学が社会の上層部に広くゆきわたっていたと考えられる帝政盛期のローマ帝国にあっても、その政治史をたどれば、皇帝と哲学者との間にはしばしば軋轢が生じており、皇帝による哲学者弾圧が行われていたことがわかる。哲学者弾圧は、元首政初期にはまれで、しかもそれらは哲学者に対する弾圧というよりも全く個人的な事情によるものであったが、ネロ帝治世（54～68年）より、そしてとくにフラウィウス朝時代（69～96年）には、個人的事情に加えて、その思想のために弾圧されるようになった。かかる事件に関して、例えばタキトゥスは、皇帝に果敢に抵抗して弾圧されるストア哲学者トラセアを「自由」の精神の保持者とみなして、*virtus ipsa*と称えており、また、ディオ・カッシウスはその史書の中で、ストア哲学者ヘルウィディウスが君主政を非難し、民主政を賞賛して時の皇帝ウェスパシアヌス（在位69～79年）と対立したことを伝えている。しかし、哲学者の皇帝に対する批判の理由や反対行動の目的、あるいは皇帝の哲学者弾圧の真意などについては、研究者の間で解釈の一致をみていない。

こうした哲学者の皇帝批判や皇帝の哲学者弾圧をたちいて分析することは、元首政という政体の性格あるいは政治理念を考える上で少なからざる意義があるように思われる。また、これにより五賢帝時代の政治的安定や哲人皇帝出現の意味もより明らかになると考えられる。とりわけ、「暴君」とされるドミティアヌス帝（在位81～96年）ばかりでなく、「良識ある皇帝」とされるウェスパシアヌス帝もが哲学者と対立し、その結果数度にわたる哲学者のイタリアよりの追放が行われることになったフラウィウス朝時代は、この分析を行う際のよき対象とすることができよう。本報告では、かかる分析を通じて、元首政の政体と社会をより深く理解するための若干の材料を提示することに努めたい。

## 『商売の手引』、あるいは中世イタリア商人の「実務百科」

——商人文化論とのかかわりにおいて——

大 黒 俊 二

中世イタリア商業史の素材となる史料群のなかには、一般に『商売の手引』 *Il manuale di mercatura, La pratica di mercatura* と総称される興味ぶかい史料ジャンルがある。こうした『手引』は、商人が日頃取引に際して必要とした知識や情報——貨幣、手形、度量衡、関税、商品など——の集大成であり、その意味で中世商人の「実務百科」とも称しうる性格をもっている。さらにこうした実際の知識のほかにも初等算術、暦法、占星術、地誌、航海術、商人道徳など、商人文化研究にとって貴重な証言も数多くふくまれている。

このように『手引』は、商業史、文化史の双方にゆたかな材料を提供する可能性を秘めながら、これまで必ずしも十分に利用されてきたとはいえない。その理由は、商業史研究にあっては、『手引』にふくまれる個々の情報の不正確さにある。この点は、『手引』が商人の手による「編集」の産物であって商取引に直接由来するものでない以上、無理のないことである。他方文化史研究の側からも、その実務的性格のつよさのゆえに、これまた史料としては一段低くみられる傾向があった。このような欠陥は否定しえないが、しかし、『手引』のもつ上述の二面性は、商人の日常生活（取引）と文化活動の具体的ななかかわりの様相をさぐってゆこうとする者にとっては、かえってひとつの有効な手がかりをあたえてくれるのではなかろうか。報告者が『手引』に注目したのもまさにこの点にあった。『手引』にみられる職業的知識の体系化を、商人文化とのかかわりにおいて考察すること——これが本報告の目的である。

中世からルネサンスにいたるイタリア都市の商業史と文化史は、本来相互に密接なかかわりをもつにもかかわらず、これまでは独立して別箇に研究されてきた。こうした個別化を排して両者をトータルにとらえるのが報告者の意図であり、そのための第一歩として『手引』をとりあげてみた。



## 中世中期のイタリアにおける封建制

山 辺 規 子

従来、北西ヨーロッパを中心に考えられてきたヨーロッパの「封建制」も、最近では他の地域をも含みこんだ形で把え直そうとされている。その中でも、イタリアは大きな研究の中心とみなせるように思われる。

中世中期のイタリアを把える時には、地理的に三つに分けられる。第一の地域は、北イタリアである。この地域は、ランゴバルド族ついでカロリング朝のイタリア王国の遺制があり、また位置上諸皇帝の政策に深く関わらざるを得なかった地域である。さらに、とりわけ12世紀以降勢力を拡大する都市コムーネとの関係が大きな課題として取り上げられている。第二の地域は、ローマを中心とする中部イタリアである。中部イタリアは北イタリアと同様イタリア王国の領域に属してはいたが、北イタリアほど商業の発展は見られず、むしろローマという一大国際都市を抱え11世紀以来教会改革の進展に沿ってローマ教皇庁を中核とする領域の再編成が進むという特色を持っている。

最後に、北・中部イタリアとは異なる発展をみせた南イタリアがある。島部を除けば、もともと南イタリアは、封建制とは比較的縁の薄いビザンツ支配地域とランゴバルドの諸公国に分かれていたが、11世紀になってノルマン人によって封建制が持ちこまれた。そこで、イタリアの他地域に比べてかなり遅れた発展をし、しかも「移植」された封建制であると一般に特徴づけられている。しかしながら、他方では、ノルマン支配下の封建制の広がりには否定的な見解も出されている。

そこで、本報告では、特に11～12世紀のノルマン支配下の南イタリアの封建層が、どのような機能を果たし、どのように位置づけられるかについて検討し、改めてこの時期のイタリアにみられた封建制のあり方について考えてみたい。

## シャンパーニュ領邦の形成と「市」

山 田 雅 彦

「領邦」(principauté territoriale) 形成の研究の焦点は、その凝集過程と凝集要因の解明にあると言える。この点で、シャンパーニュ伯領 (comté de Champagne) は、自然的文化的一体性を欠く地域に、本来その地に勢力基盤を持たなかったヴェルマンドワ、ブロワ両伯家により10-12世紀に漸進的に構築された領邦として、特に注目に値する。

M. ビュールは、領邦シャンパーニュの特異な形成過程の解明を目差した近年の研究(1977年)において、その完成段階における伯——殊に Thibaud II (1125-1152年)——による年市(foires)再編政策を重視している。即ち、この時期のシャンパーニュでは、伯権力の主導下に、Troyes, Provins に3つずつ、Sézanne に2つ、Lagny, Bar-sur-Aube に1つずつ、計10の年市が、全体としてサイクルを成すように整備された。そして、その結果成立した Lagny, Provins, Sézanne, Troyes, Bar-sur-Aube の諸都市を結んで伯領を貫く一本の商業軸こそが、その後の伯領の凝集力を保障する決定的要素だったとビュールは主張するのである。

ビュール説は、領邦形成の解明に「市」という社会的経済的中心機能の問題を加味したという点で、大きな意義を持つものであるが、尚別の角度からの検討の余地を残していると思われる。本報告では、ビュール説を一応の出発点としつつも、「市」を中心とする地域の凝集化を立体的に把握すべく、伯の「市」をめぐる在地諸勢力——特に教会機関——の動向及び伯権力の流通統制策全般にまで考察の範囲を拡げていく。そして、こうした検討を通して、シャンパーニュ領邦形成過程における重要な転換期を、Thibaud II 期ではなく、先行する Troyes 伯 Hugues (1093-1125年) の治世に求め得るとの見通しを提出したい。

## 中世低地地方における都市民衆蜂起の一形態

——ムーズ都市ウイ（Huy）の場合——

河 原 温

13世紀の第4四半期以降、西欧各地において頻発しはじめる都市民衆（*populus ; communitas*）の蜂起は、中世後期の社会変動を特徴づけるものとして知られている。そうした蜂起の性格は、都市の経済構造の変質過程や都市貴族支配との関わりを通じてこれまで論じられてきた。とりわけ西欧において最も濃密な都市の蝟集地と言われる低地諸邦の場合、13世紀に確立されてゆく市政の寡頭的支配体制を背景に手工業者層を中核とする都市民衆の運動は、しばしば「民主化革命 *révolution démocratique*」と形容される程に激しい様相を呈したと言えよう。

本報告では、かかる低地諸邦の都市民衆運動の実態を明らかにするための一つのケース・スタディとして、ムーズ都市（*Villes de la Meuse*）ウイを取り上げる。ウイは、その早期の解放特許状獲得（1066年）故に従来都市共同体成立論の視角から専ら研究者の関心をひいてきたが、都市発達史研究の上でも13世紀後半以降三度に亘る都市内騒擾の展開を通じて興味深い分析対象をなしているからである。

この報告では、低地諸邦の都市民衆運動が最初のピークに達した13世紀末・14世紀初頭の時期を中心に、(I)ウイの市政構造と支配市民層の性格、(II)ウイにおける一連の蜂起の展開とそれを可能にした都市内外の政治的・経済的背景、(III)蜂起の成果及び当該時期の他の低地地方諸都市の動向との関連、といった諸点を検討する。そしてこれらの検討を通して、ウイの事例が低地地方都市史全体において有した意義を考察したい。

## 第 2 部 会

### 革命前夜ロンドンにおける諸セクト 発生の社会史的考察

大 西 晴 樹

私の発表の目的は、従来のピューリタン研究においてその聖職者中心の叙述方法ゆえに十分に把握されてこなかった諸セクトの発生を社会史的に考察することにある。

発表内容は次のとおりである。

(一) T.エドワーズの『壞疽』にみる諸セクトの活動

(二) 諸セクトの発生

(三) 発生の社会的環境とその担い手

(四) 発生期の宗教意識の特徴

(一) 非合法活動に従事したセクトはその足跡を自らの手で残すことはなかった。そのため彼らの活動を概観するには論敵の文書を素材とすることが必要である。

(二) セパラティスト、ジェネラル・パティキュラーのバプテスト両派といったイギリスの諸セクトと大陸再洗礼派のあいだには歴史的因果関連は直接にはない。

(三) セクトの発生は人口流入の激しいロンドン郊外で数多く起った。その原因は、近年イギリスで活発に研究されている人口史や生態学など社会史の成果をもとに説明されよう。またセクトの担い手は郊外の手工業者たちのあいだに多数見出される。それは、これらの職業のもつ遍歴性とロンドンの経済構造の変化と密接に関連している。

(四) 発生期のセクトの特徴は、ピューリタンには看取することのできない反聖職者主義にあり、彼らは世俗の職業に従事する平信徒牧師として専任牧師職を否定した。これは、彼らの生活感情に深く根ざした強烈的な救済意識、すなわち、学問を積んだ聖職者よりも社会の下層に位置するこれら手工業者の方が聖霊の働きによって救われるという「平信徒知性主義」によるものであった。

G. F. ナトルは各自の聖霊観に照らしてピューリタン聖職者を分類しているが、その聖霊観と担い手の社会的関連こそ重要なのである。

## 十八世紀ボルドーにおける知識人社会について

——ボルドー・アカデミー——

森 原 隆

十八世紀フランスのボルドーはギューイェヌ州の中心都市として、さらにはリヨン、マルセイユに次ぐ代表的な地方都市として飛躍的な発展を遂げていた。地方監察官、高等法院、租税院、海事審判所など政治・経済の主要な機関が設置され、革命前夜にはマルセイユを凌駕する貿易港に成長した。この繁栄を背景にボルドーの文化的環境も次第に整備され、教育、出版、演劇、音楽などの領域における広汎な活動のもとにモンテスキューをはじめとする著名な知識人を輩出していった。

本報告では、このボルドー知識人の活躍舞台となった知的機関・協会のうち、とりわけ1712年に正式に設立されたボルドー・アカデミーに関して考察してゆく。サロン、文学協会、農業協会、ミューズ協会、フリーメーソン、大学、図書館などの諸機関の中でアカデミーは思想・知識の伝達・普及経路として最も重要な影響を及ぼしていた。これらフランス啓蒙時代の知的機関に関してはD・モルネの研究以来その進展が望まれていたが、近年いわゆるアナル学派の *livre et société* 研究者により社会史的分析方法に立脚した研究が盛んに行なわれ、成果を提出しつつある。とくに指導者の一人であるD・ロッシュは、膨大な図表や統計分析を駆使し、フランス全体の地方アカデミーを視野に捉えた。他方、このボルドー・アカデミーについてはP・バリエールらの詳細な研究がなされており、多くの研究成果の総合的な分析によってボルドー・アカデミーの実態が解明されると考えられる。

まずアカデミーの歴史、設立経過、運営、活動の概要に触れ、次にアカデミーの会員分析、論文・コンクールのテーマ分析などからボルドー・アカデミーにおける思想・文化伝達の内容（とくに科学思想、哲学思想）を追究してゆく。そしてこのような考察によって十八世紀ボルドー知識人社会においてアカデミーの果たした役割、意義を論じ、十八世紀フランス地方アカデミー文化の一典型を浮き彫りにしたい。

## 18世紀後半プロイセンのアクチーゼ・関税制度

柳 川 平 太 郎

プロイセン改革前のプロイセン絶対主義財政において、間接税収入の比率が既に1/3以上を占めていたことは、次の二点において注目される。第一に、周知の如くプロイセン絶対主義はエルベ河以東のグーツヘルシャフトを基盤として成立したのであるが、都市の発展が未熟であったこの東エルベにおいて当時都市課税であった間接税がどのようにして増大するに至ったのか、という点である。とりわけ、18世紀初頭のプロイセン絶対主義財政の確立期には御料地収入と直接税収入の比重が大きかっただけに、18世紀後半における間接税への重心移行の過程が問題となる。第二に、プロイセン改革の重要な成果である「営業の自由」政策が間接税制度の改革に深くかかわっていたため、「営業の自由」創出の前提として18世紀末における間接税制度の実態とそこでの商品流通規制のあり方が問題となる。

本報告はこのような視点にたち、18世紀後半のプロイセン絶対主義財政を間接税制度（アクチーゼ及び関税）の側面から検討することを課題としている。具体的には、フリードリヒ2世（大王）の7年戦争後の財政改革、特に Regie 政策（1766-86年）の分析を中心にすえ、フランス人徴税請負人の指導下での Regie と呼ばれる間接税徴収システムが、フランスにおける総括請負制の展開とは対照的な形態で、国家による間接税収入の確保を達成していく過程を明らかにしていきたい。

（基本的史料）

Acta Borussica . Die Handels -, Zoll -und  
Akzisepolitik , Bd. 2~3, Berlin , 1922 ~ 28 .

（基本的文献）

W. Schultze , Geschichte der Preussischen  
Regieverwaltung von 1766 bis 1786 .

( Schmollers Forschungen , Bd . 7 , Heft 3 , 1888 ) .

## フランス第二共和政・立法議会における議員の投票行動と議案の分析

高 木 勇 夫

本報告では、従来反動の過程としてしか扱われてこなかった立法議会（1849年5月～51年12月）の審議経過に、あらためて光があてられる。それによって、共和主義的制度と称されるもののイデオロギー的枠組と、ルイ・ナポレオンのクーデタが担っていたはずのポジティブな時代精神が明らかにされるであろう。

同議会の党派別構成については、1) 正統王朝派 *légitimistes* とオルレアン派 *orléanistes* の王党二派、いわゆる秩序党 *parti de l'Ordre* の絶対多数、2) 制憲議会の多数を占めた穏健共和派 *modérés* の凋落、3) 有力な左派勢力としての急進共和派 *radicaux* の台頭、という3点が通説となっている。しかしながら、それぞれの項目に関して、たとえば、a) 王党二派の融合がどの程度まで進みえたか、b) 穏健派の没落の原因はなにか、c) 急進派の地盤となった地域には、政治変動を促すいかなる要因があったか、というような疑問が生ずる。さらに、d) 1850年代の経済発展をリードする第二帝政の支持勢力が、この議会内でエリゼ党 *parti de l'Elysée* としてはじめて結集されたことに注目する必要はないだろうか。

議員名とともに官報モニター紙に掲載された投票結果を検討するにあたって、分析の基軸となる議案を3つのケースに分けて選択した。政治的な対立を惹起した法案、たとえば普通選挙法改正（1850年5月31日法）など、そして経済的な懸案、具体的には信用の拡大とも無関係ではない鉄道関連法案（1849年11月19日議決をはじめ、多数にのぼる）、最後に、各種の社会立法、特にフェル教育法（1850年3月15日法）をめぐる論戦などが重要な課題として浮かびあがってくる。

党派構成についての再解釈の可能性を含め、上にあげた疑問の諸点につき、750名 of 全議員の投票行動という政治過程の全体のなかに位置づけられた、数量化理論にもとづく分析結果を提示する。

カール＝ルエーガーのウィーン市長就任  
問題について(1895-1897)

大津留 厚

カール＝ルエーガーのキリスト教社会党は、資本主義の発展の中で没落しつつあった営業層の反セム主義運動として理解され、わが国でもその大衆煽情の技術とともにナチズムの先駆形態の一つとして紹介されている。この報告では、カール＝ルエーガーが最初に市長に選出された1895年から、市長就任に必要な皇帝裁可を得る1897年に至る時期のウィーン市議会選挙を分析し、ウィーン市の社会構造と特殊な選挙制度との関連の中でこの運動を理解することを目的としている。

ウィーン市長を選出するウィーン市議会の選挙制度は、財産と社会的地位の二つの観点から区分された三級選挙制であった。第一クーリエは大ブルジョアと家屋所有者、第二クーリエは官吏、教師、会社員など知的職業の人々、第三クーリエは納税額5グルデン以上の営業層から構成されていた。1890年代初までに、第一・第二クーリエはリベラル派が、第三クーリエはルエーガー一派が支配するという構図が定着していた。1895年の第二クーリエ選挙で初めて勝利したルエーガー派は、第一クーリエへの浸透にも成功してウィーン市会第一党となった。このように、ルエーガー派が最終的にウィーン市会を支配するうえで決定的であったのは、リベラル派の基盤であった、官吏・教師・家屋所有者など「財産と教養」のある人々がルエーガー派支持に移行したことであった。キリスト教社会党は、ウィーン市民各層それぞれの「特権」を擁護することで支持を広げていた。彼らの特権は、平等主義にたつ社会主義勢力の台頭の前に脅かされていたが、普遍主義的リベラル派は個別の特権には無関心であった。

キリスト教社会党の勝利は、ウィーン市民各層の個別利害を擁護しながら、社会主義勢力との対抗の点でウィーン市民の「統合」に成功したことによってもたらされた。



## オーストリア社会民主主義と民族問題

小 沢 弘 明

多民族帝国オーストリア＝ハンガリーでは社会民主党・労働組合も多民族構成の組織形態をとっていた。帝国西半部で1874年にハンガリーとは別個に成立したオーストリア社会民主党は、のちに「小インターナショナル」とよばれていくように、ドイツ人、チェコ人、ポーランド人、スロヴェニア人等の各民族社会主義者の連合を形成していった。1888/89年のハインフェルト統一党大会では、党はオーストリアの全民族を包括する初の全国政党となった。しかし、ドイツ民族中心の党運営は、1893年に成立した中央集権的な全国労働組合連合の運営ともあいまって、党内他民族、とりわけボヘミア地方の急速な工業発展を背景とするチェコ人の批判を受けていくことになる。

本報告では、オーストリア社会民主主義と民族問題との関係を「小インターナショナル」の解体期である1910-12年に焦点をあてて論じることとする。オーストリア＝ハンガリー帝国によるボスニア＝ヘルツェゴヴィナの併合(1908年)を契機とする帝国内諸民族の民族運動の高揚は、階級・階層・民族の違いによって多様な方向を持ちつつ、客観的には一致して帝国の解体を促進していく。この過程でオーストリア社会民主主義は民族問題に関する実践的・理論的営為を蓄積していった。しかし、直接的には労働組合の組織形態をめぐるドイツ人とチェコ人との対立から、第二インターナショナルの介入にもかかわらず、1912年には全体党Gesamtsparteiの崩壊に至る。報告では、第一に、オーストリア社会民主主義が内に抱えていた民族問題に関する多様な意見の位置とその性格を確定する。その際、チェコスロヴァキア側の研究史もふまえる。第二に、帝国主義時代の社会主義と民族・植民地問題との関連を把握する一助とするために、バルカン問題にたいするオーストリアの社会民主主義者の対応にも関説したい。

### 第 3 部 会

#### 統一党における関税改革論争と 1906 年総選挙

##### 関 内 隆

チェンバレン・キャンペーンは、従来、我が国では、古典的帝国主義期におけるイギリス資本主義の特質を解明する素材としてとりあげられ、種々の側面での関税改革＝自由貿易論争の検討を通して、キャンペーン挫折の背景の中にイギリス帝国主義の諸特徴が明らかにされてきた。しかし、この関税改革キャンペーンが、自由貿易体制への挑戦であると同時に、1886 年以来支配してきた政党体制に対する脅威でもあったという A. Sykes の指摘、あるいは、J. チェンバレンによる政策提案の意図は、貿易政策の転換のみならず、統一党の支持基盤拡大と党内権力構造の改革に示される党の再建であったとする P. Cain の議論は、経済史的アプローチとならんで政党政治史のアプローチによるチェンバレン・キャンペーン研究の必要性を要請していると言える。本報告は、こうした研究史の近年の状況を踏まえ、統一党における院内外の激しい内部対立・抗争を惹起したという点で 19 世紀末「大不況」期の関税改革運動とは異なる政治的特徴をもつ 1903 - 1906 年の関税改革論争を、政党政治史的視角から検討せんとするものである。しかも、関税改革という経済政策をめぐる一政党における院内外の内部抗争は、その政党の性格と基盤を考察するうえで、好個の素材を提供していると言えよう。

このような視角に基づいて、報告の展開と課題は次のとおりである。第一に、J. チェンバレンによる関税改革の具体的構想と、キャンペーンの推進主体である関税改革同盟の運動を検討することにより、関税改革論争の主たる「政治的」争点を明らかにする。第二に、関税改革派、バルフォア派、統一党自由貿易派の院内外における政治的対立・抗争の特徴を考察し、そこに各党派の政治・経済的利害の特質を見出す。最後に、これらを踏まえて、1906 年選挙とその結果を検討することにより、統一党に対する関税改革論争の政治的意義、ならびに統一党の性格と基盤に関する考察を試みる。

## 共和党形成過程における選挙母体について

田 中 き く 代

アメリカ合衆国の政治史における歴史的人間としての政治指導者の役割は重要なものである。しかし、長期的な視点にたつ時、アメリカ政治は市民の政治参加によって多大の影響を受けてきたといわざるをえない。選挙の投票結果にみられた幾度かの本源的な政党支持の再編成現象（Critical Realignment）は、こうしたアメリカ政治が内包する下から上への性格を表わしている。ここに、個々の選挙民の生活・信条・価値観等がどのように投票に結実していくのか考察してみる必要が生じる。政治という枠組の中で社会を観るのではなく、社会的視点から政治を把握する視角が要求されるのである。

本報告は、ウィスコンシン州における1853年のメイン法〈禁酒法〉と1850年代のCritical Realignmentを関係づけることによって共和党の選挙母体を探ろうとするものである。何故なら、ウィスコンシン州の郡レベルの選挙結果と市町村レベルの選挙結果を分析する時、1855年以降の共和党への投票パターンは、1852年のフリーソイル党あるいはフリーソイル党とホイッグ党への投票パターンよりも、1853年のPeople's Ticketあるいはメイン法賛成派への投票パターンの方に近いからである。この事実は1855年以降の選挙地盤は52年の地盤よりも53年の地盤に近く、共和党の選挙民は奴隷制進展問題のような国家的懸案よりも禁酒法に代表されるより身近な社会問題に投票したのではないかという仮説の成立を可能にする。

この仮説を検証する方法として、個々の選挙民の意志決定に影響を及ぼしたであろう諸要因（年齢、宗教、国籍あるいは出身地、財産、職業）を取りあげ、選挙結果との相関を考察してみることとする（別刷資料参照）。

## 黒人奴隷問題

—テキサス併合の争点—

福 本 保 信

メキシコ領テキサスは過渡形態としての共和国時代(1836-1846)を経て、1846年2月19日アメリカに併合された。先駆的奴隷制廃止論者 Benjamin Lundy はメキシコからのテキサス独立をアメリカ奴隷所有者の策謀と断定し、彼に続く奴隷制廃止論者もまた異口同音にテキサスの独立→アメリカへの併合を奴隷所有者の策謀と非難した。

1924年、Eugene C. Barker は「策謀の証拠無し」と実証的にテキサス併合=奴隷所有者策謀論を論破した<sup>①</sup>。私の知るかぎり、今日に至るもバーカーの反論を再反論する有効論文は出ておらず、バーカーの解釈はテキサス併合の有力説となり、4年前に出版された南部史百科辞典では、テキサス併合=非策謀論がきわめて断定的に次のように説明されている。

Nor can the Texas revolution be regarded as the result of a conspiracy by the Old South slavocracy or of U. S. imperialism<sup>②</sup>.

私は南部史百科辞典で述べられている非策謀論は史料の恣意的選択による結果であると考え。何故なら、①バーカーの所説は Austin Papers を唯一の史料にしている。②オースティン文書以上に重要な史料としてメキシコ植民法、テキサス共和国憲法、同国奴隷法が存在する。③上記諸法を入念に比較検討すれば、テキサス併合はアメリカ奴隷所有者の首尾一貫した侵略行動であったと云わざるをえない。

テキサス併合への道は、アメリカ文化の蛮地への進出、あるいは、自由のための革命という、きれいごと、ではなく、アメリカ奴隷所有制のメキシコへの侵略であった。奴隷制廃止論者が主張していた如くに、黒人奴隷問題こそがテキサス併合への道の真因であった。

- 1) Eugene C. Barker , The Influence of Slavery in the Colonization of Texas (The Southwestern Historical Quarterly, vol. 28, 1924) .
- 2) David C. Roller and Robert W. Twyman (ed), The Encyclopedia of Southern History , p . 1214(Baton Rouge , 1979) .

## ハンガリー革命における国家機構

——評議会（タナーチ）共和国の権力構造，1919年——

羽 場 久 泥 子

本発表は、ロシア革命勃発直後のヨーロッパにおける「世界革命」の期待の中で、ヨーロッパに生まれた他の社会主義体制に比べ比較的長く（133日間）権力を保持し、それゆえに、一応の社会主義国家建設の試みが行なわれた、ハンガリー評議会共和国の国家機構を検討し、それによって、社会主義国家における権力の問題を考え直すことが目的である。

1919年のハンガリー革命の検討は、直接の参加者および批判者による自己弁護・攻撃の形をとって両大戦間期に始められ、1945年の人民民主主義体制の成立以降急速に進められた。しかし1948年からのソ連の影響の強化の下で、史料公開・編纂・研究ともに、制限・歪曲を受けた。史料の充実と公開、研究体制の確立によって実質的検討が始められたのは、1956年以降である。従来の研究は、党史、運動史、革命史からの接近が多く、ハンガリー社会主義国家機構自体を正面からとりあげた実態的な解明は殆ど行なわれてこなかった。

ここでは、近年になって、評議会、軍事機関、司法機関の個々のレベルで進められ始めた実証研究と、公開され始めたマニュスクリプトを利用することによって、

- 1) 立法・行政機構としての評議会
- 2) 社会主義国家における政党
- 3) 軍隊・警察機構
- 4) 司法権力としての裁判所

の4点から、社会主義権力の実態を検討する。それによって、ハンガリーの社会主義国家機構が、ハンガリーの歴史的条件や運動の性格にどのように規定されていたかを明らかにし、従来、ハンガリー革命の特徴とされている、平和革命、社会民主党と共産党との合同、民族的社会主義等の背景と原因を解明する。

またこの検討によって、社会主義国家の官僚制と自治、中央集権と地方分権の問題、社会主義国家運営における党の位置と役割、社会主義体制の防衛と大衆の自由や民主主義の保障の問題、を考察する。

1933年—1934年のソ連外交の「転換」  
について—モロトフ・ラーデク対リトヴィノフ—

横 手 慎 二

近年、コミンテルン7回大会の戦術職換に関連して、再び、この転換とソ連外交とのかかわりが論議されている。しかし検討は「コミンテルン」の側に片寄りがちであり、ソヴェト外交のいわれるところの「転換」については、論点が深まっているようには思われない。両者の関係を問う以前に、我々は、この時期、急転する国際環境の中で、ソ連の外交当局者がどのように状況を判断していたのかを検討しなければなるまい。この点で、1977年に元ソ連外交官（検討時期は『イズヴェスチヤ』の編集委員）のグネージン（彼はまた、「革命の商人」とも言われたパルヴスの息子である）が出した回想が注目される。彼はここで、既に1933年10月に、ソ連外交当局者の中では、ドイツとの宥和をはかるモロトフ・ラーデクの路線とヒトラーの包囲をはかるリトヴィノフの路線が対立していたと述べている。

本報告では、この回想がどこまで信頼できるものであるかを確かめるため、1933—1935年のモロトフ・ラーデクの言動とリトヴィノフのそれを検討する。この検討でとりわけ注目されるのは、この時期を通じて、リトヴィノフが、モロトフ、スターリン以上にフランス側に傾く発言をしていること、また、ラーデクが一連の新聞論文の中で、リトヴィノフ批判とみられる発言をし、1934年6月から10月には、独ソ提携の可能性を示唆していることである。この時期、ソ連外交当局者は、四国条約に関連して列強の包囲という不安を抱いており、この二つの路線は、常に相互排他的であったわけではないが、しかし、相異なる路線が存在していた可能性が高いと言える。もしこの仮説が正しいとすれば、モスクワの状況判断は、この両者の発言の間にしぼれることになり、また、ソ連外交の実質的転換は、この時期より以前に始まっていたことになる。

## エルンスト・トレルチと神学の歴史化について

——ユリウス・カフタンとの論争(1895-1898)を中心に——

竹 本 秀 彦

神学は法学・医学と並んで、ヨーロッパの学問の中心であった。そして、最上位の学問として、神学はあらゆる学問に影響を及ぼしていた。ドイツの大学における歴史学は教会史にはじまるといわれるが、この教会史も神学の一部にすぎなかった。やがて18世紀の合理主義の時代に、哲学をはじめとして諸学問が世俗化する。このことは、諸学問が神学のドグマから解放されはじめたことを意味していた。ところが、19世紀にはいると、今度はこの神学自体が変化する。すなわち、1820-30年代に、神学内部で歴史学的 - 批判的研究がさかんになったのである。その結果、「啓示の神聖な記録」は人間精神の生み出したものとして、また、「純粹に内在的 - 歴史的発展の記念碑」として考察されるようになった。(F. Paulsen) その際、復古神学の超自然主義は教会に存在の場を見出し、歴史学的 - 批判的研究は大学に拠ったのである。

エルンスト・トレルチが1915年まで在職したハイデルベルク大学神学部においても、同様の変化が見られる。1386年に設立されたハイデルベルク大学は、1803年に選帝侯カール・フリードリッヒによって改革され、同時に神学部も新時代にはいる。ボルンカムによれば、スコラ神学、宗教改革期の神学に続く第三の時代、すなわち「歴史学的 - 科学的神学」の時代である。この神学の歴史学的 - 批判的研究は、やがて19世紀末から20世紀初頭にかけて、宗教史の枠内でのキリスト教の包括的な歴史学的 - 神学的 - 哲学的研究へと発展する。トレルチはこうした変化を促進した人物の一人であった。

本発表は、以上の状況をトレルチと神学者J・カフタンとの論争に検証し、トレルチの学問的発展の一端を跡づけようとするものである。そしてこれを、筆者の当面の課題である歴史学と他の諸学問との関係解明の一つの手がかりとしたい。

## システム論の歴史学に対する意味

——認識論から存在論へ——

丹 野 大

本報告の目的は、社会科学の中でシステム論が果している役割を評価することにより、システム論の有効性を、歴史学の立場からとらえ返してみることにある。

システム論が、一種の世界観としてばかりでなく方法論としても、他の社会科学の中に定着し有効利用されるようになってから久しくなるが、歴史学におけるその有効性の認知はいまだ充分ではない。その理由は凡そ二つある。一つは、認識論の点でみるならば、歴史学が未だに科学二元論を払拭できていない点にある。もう一つは、存在論の点でみるならば、歴史学の対象たる社会が、非定常状態的である点にある。まさしくこれら二つの制約こそが、歴史学をして、定常状態にある組織体の解析に有効なシステム論の使用を、他の社会科学と比べて遅らせてきたものである。

しかし今日、これらの制約は、序々に克服されつつある。まず認識論の点でいえば、科学二元論がおこなったような、対象によってではなく方法的差違によって諸学を二元的に区画化するといった試みは、近代科学に対する一つの誤解から生じていたということが判明してきたからである。次に存在論の点でも、我々の社会というものが、多様な機能的関連をもった一つの「世界システム」を形成しているということが解明されてきたからである。

こういった諸状況を顧慮する時、我々の学たる歴史学も、一つの社会科学たろうとする限りでは、もはやシステム論を拒否し続けることはできないであろう。とりわけ社会科学をも含めた科学の発展的性質や社会構造の変換が、我々に常に新たな知の形態を要求してくる限り、我々の歴史学も、対象としての社会により適合的な方法論をうるべく、システム論が提示するところの意味を、歴史学の立場からとらえ返してみなければなるまい。





